

感対第 585 - 2号  
令和4年7月14日

各保健所長 様

感染症対策課長

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

感染症対策業務の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和4年7月13日付け健感発0713第1号が発出され、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正がありました。

つきましては、管内の医師会非会員の医療機関あてご周知くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 【改正箇所】

Q & Aの追加

- ・ Q 6 「みなし陽性者の届出に当たっての注意事項」
- ・ Q 1 0 「就業制限通知書に記載する通知事項の変更」

※Q 6 について、厚生労働省通知においては、

『②用紙による届出の場合

診断(検案)した者(死体)の類型：「疑似症患者」を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入』

とされているところですが、みなし陽性者を正確に把握するため、HER-SYS入力の場合に準じて、余白部分に「臨床診断」と追加で記入いただくようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a7500-13@pref.saitama.lg.jp